

平成 22 年 9 月 21 日

株 主 各 位

山口県下関市幡生宮の下町 26 番 1 号
株式会社原弘産
代表取締役社長 原 孝

公 告

当社個人株主から、当社取締役 3 名および当社元取締役 1 名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が山口地方裁判所下関支部（平成 22 年（ワ）第 295 号）に提起され、当社は、その訴訟告知を受けましたので、会社法第 849 条第 4 項の規定により公告いたします。

なお、同当社個人株主は、平成 22 年 5 月 19 日に公告いたしましたとおり、山口地方裁判所下関支部（平成 22 年（ワ）第 141 号）に株主代表訴訟を提起しておりましたが、この訴えは、訴訟要件を満たしていなかったことを理由として、原告により、平成 22 年 7 月 28 日付けで取り下げられました。今回の損害賠償請求は、この一度取り下げた訴えについて、訴訟要件を具備した上で再度訴えを提起するとともに、新たに請求原因を追加したものです。

以 上